

Title	内田恒次郎の手紙
Sub Title	
Author	幸田, 成友(Koda, Shigetomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1935
Jtitle	史学 Vol.14, No.1 (1935. 4) ,p.85- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19350400-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

内田恒次郎の手紙

幸　田　成　友

文久二年六月和蘭留學の途に上つた士分九人職方六人は、翌三年四月ロッテルダムに上陸し、それぞれ専門の學術技藝を研究したが、そのうち西周助・津田眞一郎兩名はライデン大學教授フィッセリングの特別講義を修了して真先に日本に歸り、士分四名と職方五名一名は留學中病死とはドルトレヒトのヒップス造船所で竣工した幕府の軍艦開陽丸に乗じてこれに次ぎ、和蘭に殘留したのは海軍の赤松大三郎・御醫師の林研海・同伊東玄伯都合三人だけであつた。

留學生の一人であり、同時に留學生全體の取締であつた内田恒次郎正雄は、舊姓を萬年まんねんといつて、百俵取の小普請組の二男であつたが、學問所の試験に甲科で及第し、それから長崎の海軍傳習所で修業し、江戸へ歸つてから軍艦操練所へ出役した。漢學が出来る上に蘭學が出来る、稀に見る俊才だといふ評判が立ち、千五百石を領する旗本内田主膳の養子に貰はれ、御小姓組へ御番入をなし、部屋住でありながら四百俵を頂戴し、相變らず操練所へ出てゐた。かやうに一行中で一番身分が宜いので、自然留學生取

締の位置に立つたものでせう。

彼は開陽丸に乗じて歸朝したとはいふものの、和蘭に殘つた三人の學資その他について心配する責任があり、殊に赤松とは特別な關係がある。即ち彼は赤松より七八歳も年長でありながら、赤松を師として蘭語の手解てほどきをして貰ひ、また赤松と同時に長崎で修行したのである。そんな始末で、慶應二年十月和蘭出帆以來慶應四年(明治元年)二月に至るまでに、彼から赤松宛または伊東・林・赤松三名宛に寄せた手紙が、今赤松男爵家に九通存してゐる。それ等を年代順に讀んで見ると、紙上に記載された當面の事實の外に、幕府の瓦解前後に於ける混亂紛雜の世相が眼前に展開されて行く。以下各通の内容を紹介し、且つ多少の説明を加へるのも、決して徒爾ではあるまい。

(一)

赤松大三郎宛、日附は「西正月中旬認」とし、その傍に赤鉛筆で「正月廿一日」とある。多分内田の追記であらう。西は西洋暦の略、西洋暦の一八六七年一月廿一日は日本暦の慶應二年十二月十六日に當る。發信地はブラジルのリオ・デ・ジャネイロ港です。

内田はこの手紙において開陽丸の構造堅牢なることを證言し、造船所ヒップスに賞讃の傳言を依頼してゐる。

…… フリッシングにて御別れ申上候後、其日は風順宜しく有之候處、翌日より逆風相成、追々スト
ルムウエールに相成、連日英佛間の海峡(横ニ) おドワ尔斯(航海) にコロイセン致し居り、カナル出口迄多分ハル
デテー(強キ) ヘンウインド、ホー(向風) ヘセースワーレミスト(霧) にて日お送り申候。ジノー氏も度々英港入れ可申哉
の話有之候處、ミストにてキユースト相見え不申、反て廣き場に居り候方と取定め、ようくの事にてカ
ナールお出申候。其後も常々風順宜しからず、度々スチル(無風) にのみ相成、ノールド(北) ド(東) ラースト(航路) パツサート
只兩日程セールヒュンスチフ(航海好都合) にて、余は意外の方よりのみ吹き、更に定例のテオリー通りには不參、
榎本氏委しく日記寫し差出候に付、同様の義に付略之。只壹ヶ條申上度義は、御船ビソンデル(原則) ニステ
ーフ(堅固) にて、ストルムウエール(暴風雨) の節存外スリングル等少く、乗組の者一同スチユールマン等も、此船の
如きグライエー(快走的?) ヘンシカツブの船まだ見ざるよし申候。フルバン(組方) ド等堅固の印には、少しもカラーケ
ン致し候音無之、すき間少しも出來不申、御序の節ヒップス氏(祝詞) エコンプリメント御傳言奉願候
日本文の間に和蘭語を交へる點は、丁度今日の學生が英語を交へると同様である。日本の假字で寫し
た當時の和蘭語の發音は、今日とやゝ相違するやうであるが、分るだけは右傍に括弧を附して譯字を入れた。をおと誤るのは内田の癖である。フリッシングは開陽丸の出發地、榎本氏は榎本釜次郎、ジ
ノーは和蘭の海軍大尉で開陽丸廻航、委員の一人、ヒップスは開陽丸の建造を實際に引請けたドルトレヒ
トの造船所の持主です。

(一一)

伊東玄伯・林研海・赤松大三郎三名宛、日附は西二月三十日(二月は三月の衍にして慶應三年二月廿五日に當る)、發信地はモラッカ諸島の一なるアンボイナ島である。

開陽丸はリオ・デ・ジャネイロから一直線にアンボイナ島に向つたので、その間航海至極無爲であつたが、それだけ乗組一同單調の生活に苦しみ、もう直に日本へ着く、松魚の刺身を口にすることが出来るだらうなどと夢に見てゐたのである。

一簡呈上仕候。御地未だ殘寒去兼可申處、御三君益御健剛、時候御障も被爲在間敷、大慶の至奉存候。次に私共壹同ブラシリ一開帆後、無事平安罷在、昨廿九日アンボイナ島到着仕候間、此段御承知被爲下、乍憚御放念可被下候。舊冬以來御地風物寒暖如何哉。船中は先便申上候通り、リオジヤネロ邊の極暑、忽ち喜望峯洋南緯四十六度に迄り候に付、ヨーフルヤスにて寒氣凌ぎ、昨今再び赤道下の熱に牛喘罷在候。ブラシリ一より是迄の航海非凡の順風のみ相續き、日に五十里六十里づ、相走り、時としては六十里のエトマールお得申候。ヨースタラリー近邊迄スチルテ一日も無之、逆風并にストルムウエル是又無之、満船動搖も不仕、大エトマールお得、快然仕候。右様順風のみ相續候レース、(航走)蘭人是迄一度も不仕と申事に御座候。日々の經緯度并に船内の日記は榎本氏引受け、篤一相認候に付、(逐)
(風雨)

重復お省き、小生よりは略之」……船中エーシントニーへのレーフエン御承知可被下候。

(單調)

(生活)

津田子同船にも候はゞ、隨分儀論(議)も可有之處、當時一同(沈黙)スチルに御座候。日本地の新綠最早月内に見可申、松魚さ

しみ間に合可申、乍去尙三ヶ年も御滯留實に浦山敷存候」

(一)にもある通り、開陽丸の航海日誌は榎本が執筆したのだが、その原本はどうなつたか、赤松家にあるべき筈の寫も無い。また津田眞一郎は餘程の論客で、往航には毎時議論の種子を播いたことがこれで察せられる。

この手紙と同封で、西三月朔日附(三月は四月の衍ならん)、赤松一人に宛てた別紙がある。「赤松君え尙又相願候ケ條書」といふ冒頭で、色々な注文や、荷物の送附方や、代銀の支拂方が書いてあるが、その中新しい注文、例へば、在蘭中ロンドン・ニュースの五年分七年分揃つた賣物を毎度見掛けたが、買はずに過ぎて今更殘念である。自分所持の分は一八六四・六五兩年分にとゞまる。一八五〇年から一八六三年までを集めたいから御注意を願ひたい。場合により、それより一二年前からでも後からでもよいとある類は、明白に意味がとれるが、出發以前から關係のある分は解りかねる點が多い。「先便ブラシリーより差出候手紙の内種々御面到の義數多く相願奉恐入候」とある如く、内田の注文は前便にも見え
る。否、赤松に與へた彼の手紙は毎通注文を缺かしたことが無いといへる。

(三)

歸朝後第一に出した手紙、宛名は伊東玄伯・林硯海・赤松大三郎三人、日附は日本暦の四月廿一日、發信地は以下の手紙と共に皆江戸である。(一)(二)が西洋紙にペン書であるに反し、(三)以下は巻紙に毛筆書である。

彼は先づ無事歸朝を報じ、

「扱私共一同□月□日アンボン出帆後、海路無滯、□月廿六日横濱港歸着、無事罷在候間、御放念可被下候。」とあつて、發着の月日が闕けてゐるのは異様である。然しながら他の史料によつてアンボイナを出たのが日本暦の三月六日、西洋暦の四月十日、横濱着が日本暦の三月廿六日であつたことが知られる。伊東の養父洞春院・林の父洞海と往復し、また赤松の母及び弟を訪ひ、三人の和蘭勤學の模様を語り、「御安心」「御悅」を得たと報じてゐるが、三人も定めしこの書狀に接して、安心し且つ悦んだであらう。

僅々數年間に幕府の形勢の著しく變化したことは内田を驚かした。彼は御番方奥衆・御膳所・御鷹匠等の大半が海陸軍に編入せられて、無益の役人の大いに減少したこと、殿中で海陸軍局の奉行以下黒羅紗の筒袖・羽織・股引・フューストを用ひること、見附の交替に一人の士官に引率せられた歩兵隊が太鼓で進退すること、英佛から教師を呼寄せて傳習を開始せんとすること、徳川民部大輔以下の海外留學等

を見て、「存外の開け」であると評してゐますが、それと同時に「政府（金）ヘルド少く物價騰貴、追々からき世の中にも相成可申候」と將來を見越してゐる。

次ぎに内田は開陽丸同行歸朝者の消息を漏らし、

開陽丸は矢田堀房州（司令官）コントを命ぜられ、榎本・澤是又乗組に相成、小生義は學課も造船にて、彼是申立、先乗組御免被仰付候、田口氏は乗組お命せられず。

とあります。矢田堀は矢田堀景藏のことでせう。景藏なら任官して讚岐守といつた。安房守なら勝で、これは内田の誤記か。澤は名を太郎左衛門、田口は俊平といふ。兩名共和蘭留學生でしたが、田口は一行中の最年長者で、元來が海軍出身でなく、老中の久世大和守の運動で一行中に加はつた。従つて歸朝後も海軍に出仕せず、久々病氣の後、この年の十一月に病死した。「田口俊平（熱病）コールツの處少々快き所にて喰過打反し、昨十八日比死去致し候。氣の毒千萬に存候」とある。昭和二年贈正五位を拜したは光榮といふべきだ。内田は海軍よりも自然科學に趣味を持ち、殊に船に弱く、直ぐに醉ふ性質なので、自分から御免を蒙つたらしい。尙この手紙に、廻航委員であつたジノー、コーニング兩名は日本に引留める積りであり、當人等もそれを希望してゐた所、格外の給料、ジノーは月給六百弗、コーニングは五百弗を望んだため、どうなるか分らぬ。多額の減少を肯んじなければ、到底雇入は成立しないだらうとありますが、その結果は（四）に見えます。

内田は在蘭中に夫人病死、また歸朝中に住宅全焼の不幸に遭つた。夫人は内田家の家附の娘で而も醜婦であつたさうで、夫人の訃を聞いた時、留学生仲間中悔みに行くべきか喜びに行くべきかと、戯談を言つたものもあつたさうだが、彼の重々の災難については、いかな悪口連中も同情に堪へなかつたであらう。

小生儀も當時住宅に困り罷在候。去十二月廿六日本郷邊の火事にて丸焼けと相成、歸省の日迄も不存次第、夫故客來も無之、友人等は大凡京坂等に罷在、親屬は御承知の通り死たへ、且又實家兄事も神川表に在住、夫故燒跡え壹人エーンサー^(寂寥)ムに歸着、荷物お取出し候座敷も無之次第、急建の長屋に當時罷在、トレリへの次第に御座候。屋敷替致し少々手廣の地面え引移り、草花にても植候見込に御座候。語るに友なく、住むに家なく、孤影悄然として沈黙せる内田の姿は哀れである。併し彼は今や西洋風の書齋建築の希望を抱き、公務の餘暇をその意匠設計と家具の調達とに費したやうである。

何れ普請に取かゝり候はゞ、西洋風の座敷壹間建て候見込み、ヨーロッピセのメウベル當地は余り高價恐れ申候。其上極の雜物にて用立兼候位に御座候。何卒追々御面倒様ながら當地にて手に入兼候品御同し奉願度、乍併品數も多く、余り御手數もかゝり恐入候に付、ファン・トイル氏え買立方頼み候積り故、左も相成候はゞ、御手元迄金子差出候間、同人方え御渡し被下度、尤差立方等は何卒御面到奉願候。何れ此義は横濱表探索の上、手に入兼候品等取調べ、大凡の代銀取極め候上にて頼み候義故、

後便にて委細尙又可奉希候。

(四)

赤松大三郎宛、日附は六月十七日。

冒頭に三月十七日附の赤松の手紙を請取つた旨を述べ、書中の用件に對する挨拶をなし、次ぎに「今の新聞」として島津三郎の入京・二條關白の辭職強要・兵庫開港敕許等、上方筋の重大事件を略敍し、轉じて幕府が愈々海陸軍の強盛を目的とせる諸施設に著手せることを説き、

(悉)

(役人)

……政府の趣意委く海軍陸軍を盛に爲す方に趣き、追々アンベテナールの種類お廢し候事甚し。已に昨今大御番も皆御止めに相成申候。只政府に金の無き事益甚しく、是には氣の引け候位に御座候」英國より教師參り、盛に海軍傳習初り候趣にて、海軍局元地燒跡え當節傳習館并に英人旅館普請初り申候。右等の云々にて節角ジノ一并コーニング等當地え引留り候様相成候も瓦解致し、間の惡き事甚し。已に御掛合濟に相成候上の義故、斷り方等に於て、我輩も余程儀論致し候得共、御斷に相成、ボスプロークにはあやまり、其上にてジノ一、コーニングには貳千五百ドルづゝ被下に相成、其愚なる事言語に絶す。右は御内分に御聞置可被下候。」英國に對談相成、日本海岸諸所ヒユールトールン御取立相成可申候。先差當り六ヶ所、是は極り、近日の内數萬ドルラル御渡相成、器械御買上相成可申候。

とあります。從來西洋文明の唯一の輸入者、殊に日本の海軍については指導者の位置にあつた和蘭の勢力が、英吉利に押されて來たことは、ジノー、コーニングの雇入が成就しなかつたのを以て知られる。

留學地を最負にするのは留學生の自然の傾向です。和蘭へ留學し、殊に前記二士官の雇入に口を聞いた内田が、事成らざるため、和蘭代理公使ポルスブロックに對し面目を失つたといふのは左もあるべきです。彼は引續き海軍部内の異動を報じ、自身以下和蘭行の面々の任命を左の如く告げてゐる。

蘭行の者轉遷有之、僕義軍艦頭並布衣千石高被仰付、榎本軍艦役並百俵十五人扶持に新規被召出、澤軍艦役並勤方、庄八水夫小頭肝煎五人扶持百五十兩、彌三郎兼吉五人扶持百廿五兩、寅吉大工頭肝煎、岩吉御手當上と大凡同様、右の内榎本・澤兩人の所甚不都合也。軍艦役は四百俵高に候所、百俵切りにて何等の次第に哉、何れ年内にも改り可申候得共、當時先右の次第にて甚氣の毒に存候。

庄八は姓を古川、岩吉は山下といつて、二人ながら鹽飽島の産で、元から水夫です。彌三郎は大野といつて職分は時計師とありますが、今でいへば機械工、兼吉は中島といつてこれは鑄物師、寅吉は上田といつて伊豆の戸田の船大工、いづれも和蘭へ往つて苦勞した職方です。

内田はこの手紙において例の通り赤松に種々の依頼をしてゐますが、その中第一に注意を惹くのはヘ(裝甲)パンセルデ船に關する調査の依頼です。自分が和蘭から將來した書物によつてヘパンセルデ船について一小冊子を作つた所、教授方の面々の依頼により、それを増訂したい。奉行も見たいといふし、或は廟

堂の人々に裝鐵船の利を曉らしむることにもならう。ついては自分出帆後英佛等にて大艦を建設したこともあらば伺ひたく、また昨年奥地利と伊太利との海軍がベネチヤ海上に戦ひ、その節裝鐵船が參加したといふが、その戦争の模様を英國新聞紙等から翻譯の上御通報を請ふといひ、末筆に「以上願用の内ヘパンセルデ船の義、御筆勞可成丈ヶ早々奉願候」と念を押してゐます。内田のヘパンセルデ船は今譯して装甲艦といふ。装甲艦の出現によつて海軍が一大革命を起した時ですから、日本でも早くこれを知りたがつたのでせう。

第二は西洋家具買入の依頼です。内田の本郷の家は去年類焼してしまひ、その敷地も五百坪ばかりで、花卉を植ゑるには不充分である。それで駿河臺鈴木町の高井山城守の地所と相對替をした。「右地面は只今の屋敷と茶溪を隔候のみにて、引移り候にも極近邊に御座候。千坪斗りにて、屋敷の後は御預りの土手にて、茶溪え臨み、至極氣色宜しく御座候」と自慢し、さうして今より普請を始め、九月には移轉する豫定であると告げ、

毎度買物等の義に付、御手數のみ相願ひ恐入候得共、又々種々御頼み申上度、品數の義は別紙の通りに候間、何卒此段も偏に御取斗ひ奉願候。即歸府後西洋風の座敷普請に取かゝり申候處、當節は横濱も大分西洋の家建候に付、外回り丈けは隨分當所にて可也望み通りに出來可仕候得共、何分メウべルの義極々の龜物のみにて氣に入り候品更に無之、其上御役人方銘々西洋風座敷取建候に付、可也

の品は希に有之候ても、中々要易(容)に手に入り不申、其上横濱表も兩三度探索仕候得共、極の龜物斗りにて、直段の貴き事驚に足り申候。右故前文の通り恐入候得共、偏に尊君え御頼み申上、メウベルの義可成丈(満)取揃え、其御地より御回し被下候様奉願候。別紙品書の義は直段大凡の見積り候品も候得共、甚不案内の義故、見込違ひの所は可然様に増減相成候て不苦、惣品數にて八百元位にて揃ひ申候は(足)、甚テフレーデンに御座候。五十元位はヲーフルシケレーデン致し候ても宜しく、右吳(過)も奉願候、別紙の品書は今存してゐない。八百元とか五十元とかいふ元は、和蘭貨グルデンのことでせう。當に軍艦や兵器のみならず、西洋風の座敷や家具が士人多數の要求であつたことは、この手紙で能く解ります。

(五)

伊東玄伯・林硯海・赤松大三郎三人宛。十月廿九日附。

これには三人にとつて最も必要な送金の件が書いてある。幕府は和蘭行の人々に對し、御手當を支給した。その金額は身分によつて相違する。内田の手紙と一緒に綴込まれた一紙片によると、内田は本俸四百俵の外、日割御手當として一日金壹兩壹分永八十三文三分、伊東・林は五十俵の外、日割御手當として一日金壹兩づゝ、澤・赤松・田口は月割御手當壹ヶ月金四兩貳分の外、日割御手當として一日金三

分を支給されて居る。御藏米相場を百俵五十兩替として、これに日割御手當を加へると、内田は一ヶ年七百八兩餘、伊東・林は四百四十五兩餘、澤・赤松・田口は三百二十四兩となる。然し何年分を何時請取つたかといふ段になると、右の紙片に

寅四月迄して拾貳ヶ月分、西洋正月中請取。

卯四月迄辰三月終迄壹ヶ年分、丑年六月拜借致し候事。

辰四月迄巳三月終迄壹ヶ年分、寅年六月拜借致し候事。

といふ三行の記事があるだけだ。卯・辰即ち慶應三・四年分を丑・寅即ち慶應元・二年に前借してゐる所を見ると、慶應二寅年分は西洋正月中請取とあつて不分明であるが、恐らくはこれも前借であらう。金一兩を洋銀二弗、一弗を蘭貨二グルデン五十セントに換算すると、澤・赤松・田口の請取る三百貳拾四兩は一千六百二十グルデンとなる。學資としては不足勝であつたらう。況んや職方の御手當は遙に士分より劣つてゐたらうから、彼等の窮乏は察するに難くない。和蘭到着後間もなく職方一同から御手當半ヶ年分前借の歎願が提出せられた。赤松大三郎の日記に

八月七日(文久三年)職方の者共御手當拜借の一條頼出たるに依て、舊冬十二月支那海に於て難船、衣類其外失ひたるを名として、半ヶ年分一同取越拜借の積り取斗ひ算當致ス。……職方六人合て壹千五百二十二ギユルデン餘、士官の分合て八千八百六十八ギユルデン餘也。今度持參の御用金にて惣體賄并

御手當等仕拂致し來りたるに依て、残り御用金甚僅かに相成、壹ヶ年は六ヶ敷様に相見へ、(和蘭) ハントル

貿易商社 マートシカツペーに借用相成可申哉の事問たる處、断り申越たるに付、一同心配、先達て右等の事に付御用狀日本に差立候。本國の平穏ならざる事等を聞受け、右金子送り越し候哉の事、一同心配す。

十月七日、正午、此三四ヶ月以來待請たる處の宅狀、日本より相届き候趣、ボルスト飛ひ來りて是を告ぐ。早速内田君方え相越し候處、右書狀は操練所より壹通、并に内田・林・榎本三人の宅狀のみにて、自分方えは不相届、力を落したり。然れども御用狀面にては、バターヒヤ、シントヘレナ合て三度の書狀江戸表え着、難船の一條にて拜借金願方の一條、貳拾ヶ月分御下ヶに相成、今に爲替にて相廻し可申候に付、一同喜悅。

とあるのを讀んで、一行の一喜一憂の狀が窺はれる。

こゝに御用金といふは何を指すか。赤松氏の「半生談」に、和蘭行の面々は最初御手當廿五ヶ月分の支給を受け、その一半は本人に渡され、殘額總計二萬五千七百二十一弗を御用金として携帶したとあります。さうすると御用金は御手當支拂用意金の意味になりますが、(六)によると御用金は本來幕府直接の御用に充てるものであり、それを御手當その他に流用したらしく見えます。御用金額の收支については一切不明ですが、開陽丸和蘭出帆の際二萬元を残して來たことが、やはり(六)に見えます。内田は歸航中(二)において御用金送付に盡力すべきをいひ、歸朝後躍起となつてその筋へ運動したが成功せぬ。すると九

月になつて和蘭貿易商社日本代理人フハン・デル・タックから内田に宛て、在蘭の赤松氏が本社に對し、必要に應じ一萬グルデン借用の件を申込まれたが、右は御貸附いたして差支なきか、相成るべくは右金額を前金で御拂込ありたいといふ掛合があつた。この和蘭貿易商社といふのは開陽丸の建造を幕府から引請けた商社です。内田は赤松等の窮状を察し、强硬に奉行等に迫り、右金子は近日拂込むから、本社において赤松の申込を承諾するやう代理人に回答されたいといつたが、彼等の返答は御勘定所の許可なき上は沙汰に及びがたしといふのであつた。そこで内田は萬一間違つたら辭職するまでと決心し、自分一己の分別でタックに回答を與へた所、間もなくタックから現金の拂込を要求して來たので進退詰まつたが、幸に三人の御手當二十五ヶ月分の前拂を受けたので、それをタックの方へまはした。尙御用金の方は六ヶ月分位づゝ支給するやう御勘定所で承知し、萬一延期の節は商社で立替拂をするやう、老中から商社宛に一札を出すといふ所まで内談が調つた。この間の事情を述べた内田の手紙は實に精讀に値する。

歸府以來度々催促、當夏彌渡り候模様に相成候處、皆つぶれに相成、其後種々盡力致し、小栗上野
介え度々儀論(議)に罷越、甚苦心仕候。先當節追々受取候手つゞきに相成申候。其内去九月下旬商社(代
理人)アグ
ントファンデルタックより小子え申入れ候には、其御地にて赤松氏より商社え御掛合、壹萬ギュルデ
ン程若し差支候節は用立候様御頼みの由シ、右は用立候て宜しく哉否、可成は前金に政府より御渡し

被下度段掛合有之候に付、御地の御様子相察し候に付、奉行等え強く申立、右金子戻し方は近日相違なく可致間、早々御地にて商社より三君の内え繰替相渡し候様、アグントえ相頼度申立候得共、御勘定所にて承知無之間は、右の掛合アグントえ致難き趣故、奉行方は若し事の間違ひ候節は、小子一身に引受可申と申聞、小生よりアグントタックえ前文の通掛合候處、同人承知にて其段本國え申遣し候趣、返書も有之候間、壹萬ギュルデン早々商社方よりくり替御請取有之候て宜しく御座候。其後戻し方の義催促有之、神奈川奉行え直に掛合有之候に付、事儀により退役可致存候處、先々元來御用金の事は別に致し、三君御手當を二十ヶ月分(六)の別紙に依れば二十五ヶ月分なり)取越し請取候間、大凡壹萬元に相成、戻し方には別に致し、三君御手當を二十ヶ月分(數度?)取越し請取候間、御用金の義は是迄度建白書も出し、奉行は勿論御方に兩三日之内には相成可申間、御安心可被下候。」御用金の義は是迄度建白書も出し、奉行は勿論御勘定所え切迫致し候得共、段々延引致し、其御地にては定めて御心配と存候。彼是苦心奔走仕居り候間、必しも不惡御遠察可被下候。先當節は小栗上野介と直談致し、取とまり候掛合に相成候間、御安心可有之。實は政府殊の外アルム(貧窮)にて、廿月或三ヶ年分等の請取方申立候ても、とてもランモー(不可能)ヘレキ(沙汰)にて、幾度願書差出候ても、御佐(と腕)付に及ばれ難くのみにて、相談にのり不申、夫故儀論の結極の所は六ヶ月分づゝも爲替致し、若し右爲替延着の節は、商社にて立替借用出來候様、御老中より商社(頭取)プレシデントえ御書簡參り候手づきに御座候。六ヶ月分づゝに候得ば御勘定所にても承知相渡し候趣、内談相とゞのひ候間、此度は先づ近々來月下旬位と見申込候爲替致し候手づきにも相成可申、右着迄は過日

商社アゲントタック掛合、前文の通り壹萬元御請取に相成可申間、夫にて御手どり相成可申候。

今日出局の所、右壹萬元の戻し方、彌明後日横濱アゲントタック方え相回シ候手つゞきに相成候間、相違無之候、請取は念の爲後便に差上可申候。

前本文公私繁多にて前後徹夜致し、スラペリーフなる所にて認め、少々ランドイデレーキにも可有之存候(付) (要ヲ摘シテ)

(寝 悠 眼) (不 明 暇)

判相濟候間、定て御請取相成居り可申、右金子は海局え已に請取候間、明後日はアゲントえ相戻し

申候。其他御用金の所は六ヶ月づゝ請取、壹兩月の内には是非共爲替致し可申候間、左様御承知可被下、且萬一少々爲替延着致し候節は、御差支にも相成可申候間、其節は商社方にて繰替御請取相成候様、御書簡商社え參り候手續に御座候。

僅々一萬グルデンの爲替を現金で組めず、逆爲替によつたことは、幕府財政の如何に窮乏したかを語るものである。是より先き九月幕府は萬石以下二百石以上の旗本に半高上納を命じてゐる。將軍の股肱の臣ともいふべき旗本の收入半減令を認可するに當り、將軍及び老中等は幕府の滅亡を覺悟したであらう。將軍は十月十五日を以て政權奉還を奏上した。

近來時勢の沿革筆紙に盡し難く、御地え相回シ候御用金も、小込(小子請込カ) より段々相延候事も、形勢御承知無之候はゞ、定めてなおざりに致し置候事と、御恨み可有之候。重大事件は京師にて彌・大君御辭職相

成、御國政の權お朝底(廷)え御歸シ相成、諸侯上京集儀(議)の上、天子より被仰出候趣、別紙にて御承知可有之、此後如何相成可申哉、甚心配仕候。御同様最早日本政府の士官とは申され難く、殘念何共難申候。乍併先當時戰爭等に相成候様子は無之候。其以前九月中萬石以下貳百石以上半高被仰出、銘々物成の半減上納被仰付候に付、地高取の面々殊に困窮の御旗本其混雜知るべし。且右にて公邊の取込御承知可被成候。小生も七百五十石の身代と相成候……

從つて内田の折角希望した西洋風の書齋建築も、あはれ一時中止の已むを得ざるに至つた。

(六)

赤松大三郎宛、十一月十九日附、本紙一通別紙一通よりなる。

本紙には前便申入れた通り代理人タックに金子を支拂ひ、爲替を得たからそれを送付する。若し和蘭本社より借入金あらば、この爲替を以て返却し、然らずんば普通の方法で金子を引出されたい。見込の通り充分には行かなかつたが、當地の模様を御推察あつて満足せられたい。御用金の方は御勘定所の反対が強かつたが、それも双方譲り合つて漸く六ヶ月分づゝを請取ることになつたとあります。内田は御勘定所の反対を列舉し、

御勘定所にては金高に異論致し、且開陽出帆の節相残し候貳萬元有之候に付、當時は御沙汰(沙汰)に被及

難く、其外種々異論致し候。

と言つてゐる。金高の異論といふのは、内田が三ヶ年分を一時に要求したによるものでせうが、開陽丸出帆の節に残した貳萬元といふのは、茲に初めて出て來るので、前にも申した通り、委細は分りかねます。

本書の末項にある海軍局及び傳習館建設の件は便宜上(七)に合敍する。

本紙に爲替を送るとあります、それについてタックと内田との間に行違が生じ、そのために別紙が添附せられることとなつた。伊東・林・赤松三名廿五ヶ月分の御手當金三千四兩三分餘、弗に換算して三千八百二十六弗七五をタックにまはした所、一弗を二グルデン五〇セントに仕切り、九千五百六十六グルデン八七セントと認めた爲替を寄越した。内田の考では一弗は二グルデン七五セントか、さうでなくとも二グルデン六〇セントはあると考へ、横濱まで談判に出掛けた所、タックは前夜江戸へ出府したといふので、引返して和蘭の公使館を訪ふと、同人は本朝横濱へ歸つたといふ。已むを得ず書面で照會すると、無手數料であるからといつて聞入れない。そこで内田は調役一人を横濱に遣はし、二グルデン六〇セントの相場に書替へるか、不承知ならば弗爲替に書改めさせ、この書狀と同封して横濱から直ちに差立てるやう命じた。爲替相場の變動を送金者の方で心配し、さうして親切に左の注意を與へてゐる。

右は御用金の方遅延致し候に付、兩三度おし反され候得共、廿五ヶ月分丈ケにまとめ候義にて、且

取越シ拜借殊の外六ヶ敷、反納^(返)の所も無法にストレン^(嚴)ジに候間、右廿五月分も其御見込にて御遣拂ひ、^(重)
ヘデールテは御用金の方え御流用有之候様御都合有之度、實は十ヶ月分も六ヶ敷所、御用金遅延の云
々にて奉行衆も骨折、廿五ヶ月にこじつけ候義に御座候。

(七)

赤松大三郎宛、十一月廿日附、

内田は前日認めた書狀(六)を持つて海軍局へ出勤した處、外國方から昨夜到着の由で、赤松から書籍
一包と書狀數通とが届いてゐた。その中内田宛の一通（九月十一日附）には、例の西洋家具に對する回
答が書いてあり、別の一通、内田・榎本・澤宛のものにはパリーの博覽會の記事があつた。内田は前者
については早速挨拶を書いてゐるが、後者についてはまだ一枚も讀まぬ中に、局から爲替の件で調役を
出立させる、この手紙も差立てるといふので、殘念ながら擱筆するといつてゐます。して見れば(六)と
(七)とは日附は違ふが、同時に發送したもののです。

この手紙の尙々書に「追々英の傳習も始り候次第故、英語并に英學御兼學御歸り候方必用に奉存候」
とあるは、短文ながら甚だ緊要な忠告であつた。尤もこれだけでは如何にも簡単で要領を得ぬやうであ
るが、(六)の本紙末項に、

御濱内え盛大の海軍局出來可申、此節普請最中にて、柱立むね上げ等相すみ申候。」元海軍所え英の傳習館并に寄宿所出來、英の教師已に渡來、近日傳習相初り可申候。御濱内え海軍のホスピタル已に出來申候、何れも存外モ（美シキ建築）トイヘボーに御座候。

とあるに比べて、意義釋然たるものがあらう。

（八）

赤松大三郎宛、十一月廿六日附。

初行に「十一月十九日出書狀追白」とある。調役を横濱に遣つて談判せしめた所、二グルデン五〇セントよりは増し難く、また弗爲替に書替のことも不承諾とのこと、據所なくこの便で、前にタックの認めた爲替手形第一號を送附し、次便で第二號を送附するとあります。折角の内田の親切も無効となり、爲替は一便だけ遅れた。

内田の西洋室建築熱は半高上納で一時頓挫したが、駿河臺の屋敷が追々出來上るにつれて再び燃上り、九月十一日附の赤松の返書を得て愈々熾烈となつた。その有様は（六）及び（七）に見えるが、本紙に至つて最も詳細に知られる。

前便前々便にも申上候西洋カームル（室）立建の義、御書中にてメウベル類御書揃御回シ被下候趣に付、

急に右カームル造立の^(計畫)プラン盛に相成、此節大工積り方申付、早々取かゝり相成可申候。實は前々申上候通り、御用金の模様にて御立替被下候成否も^(不知)ヲンベケンドにて、殊に半高相成候に付、日用活計お見越シ先壹貳ヶ年も相立候て取かゝり可申相考候處、其後段々算用致し候得ば、他の入費お省き除き、隨分一室ア^(建築)、ンボーに取掛り候事モ一ヘレーキに付、急速取かゝり候積りに御座候。尤來月は嚴寒に付、其間に画圖面木材等カラール^(準備)に致し、來三月中旬迄には無相違出來上りの約速、大工申聞候に付、早春取かゝり候積りに御座候。半分石にて組立、塗屋にて^(防火的)ブランドフレーに相成申候。右の次第にて何分にもメウベルの義、御取斗ひ御回し方伏て奉願候。可成丈け早き方に奉願候。

(九)

林硯海・伊東玄伯・赤松大三郎三人宛。二月十九日附。

これが在蘭の三人に送つた内田の最後の手紙である。前將軍の大政奉還の建議は、朝廷にて御嘉納の上、改めて辭官納土を仰渡された。辭官は兎に角納土については、一部の諸侯及び舊幕臣の間に激烈な反対があるので、前將軍において容易に御引請が出來ず、闕下の暴發を慮つて大阪へ下られたが、その甲斐もなく、鳥羽伏見の戰争となつた。前將軍は榎本・澤の乗組んでゐた開陽丸に乗じて、天保山沖から江戸に歸り、東叡山に遷つて只管謹慎の意を表され、旗本御家人一同鳴物を停止し、月代を剃らず、

喪中と同様の有様であつた。内田はこの間の事情を略敍し、

……遠國御在勤先此時世を御傳聞にては、何共御驚歎と存候得共、小子輩江戸表にて大坂の敗軍を聞、虚説とのみ思ひ候位にて、大君御歸城相成候てよりの時世も、只あきれ候斗り、目前に見候ても實説とは思はれ難き有様に御座候。御佐^(沙汰)休并に戰地の様子等は、榎本より委しく同便御承知可有之に付、別段不申上、同氏并に澤氏は始終大坂表にて目見耳聞致し候事にて、此度書狀兩氏より出候に付、小子よりは只時勢の歎息のみに御座候。

大坂にて太凡五倍の人數數倍の玉薬兵器お以て、總敗軍と相成、大坂城にも踏留らず、大君江戸御歸城の始末、是は言語同斷、とてもオンヘロー^(無比)ヘレーキに可有之候。我輩にもオンペクレーペレ^(不_可解)ーキ也。是は無策と將師無之故也。薩人は小勢にても策もあり、勇もあり、號令も有之、其上彼は天子おさしはさみ、我は朝敵の名お恐れ候、是丈ヶ也。大坂の敗軍は別に不論、只江戸表御歸城後、議論多しと雖も、小田原評儀^(議)のみ也。小子事も大君え直に切迫議論致し候。其意味は紙上に盡し兼候間、此所に不書。元來大坂にて御奏聞には、薩長暴惡の罪を正し候爲、君側の惡お拂と云御趣意にて、大軍推出し候事故、其趣意おどこ迄も貫き、たとい勝算無之共、再舉御親發、いざぎ能打死の方、坐して守り、朝敵の名お恐れて、しきりにあやまり、其上にて自滅をまち候様にては、何共申方無之と云事也。

内田は自分が前將軍に言上した意味は、紙上に書き盡くせぬから書かぬといひながら、矢張書いてゐる。海舟日記に「近日官軍益進む、諸説大に興りて紛々たり」とある如く、嘸かし各人各個の意見を吐いて喧々囂々たるものであつたらう。

内田は所管の事務の一つとして在蘭三人の始末を附けねばならぬ。彼は御勘定所より漸くにして得た二千五百弗と、榎本の心配で出来た三千兩とを在蘭の三人に送り、在來の貸借を決済して歸朝せよ。飛脚船によるも、喜望岬を迂廻するも可なりといふより外はなかつた。雑誌舊幕府第一號に「戊辰之夢」と題する記事がある。澤氏日記と注してある所を見ると、當時開陽丸の副長であつた澤太郎左衛門の日記そのまゝか、或は多少文章を變改したものであらうが、これによると、前將軍が乗艦せられた時、船長の榎本益次郎は不在であつた、彼は五日に上陸し、七日に大阪城へ入つて、前將軍家昨夜御出城と聞き、混雜中に徳川家重大の刀劍類と城中の金藏にある古金十八萬兩とを收め、江戸に歸つてから、前將軍に願つてその中三萬兩を頂戴し、横濱の和蘭領事ボーディンに託して和蘭に送つたとあります。榎本の心配による金子といふはこれに相違ない。尤三萬兩と三千兩とは一桁違うが、これは内田の方が正しからう。

前將軍歸府後の紛雜混亂は想像するに餘りある。その際遠く異境にある舊友三人に歸朝旅費を才覺した内田・榎本の盡力親切は、後世に傳ふべき美談だと確信する。

其御地へ相回し候御用金の義も、昨年より實に骨折候得共、意の如く不參儀、御遠察可有之候、其内御文通にては、并にアグントタックよりの引合にては、商社方にて御用意候様に付、一時安心は仕候。扱昨年中より御勘定所等も極々切迫の金子、やうやくにて貳千五百ドル程請取、此間横濱表え相回シ置候間、此度私事横濱表え出張爲替仕組可申處、榎本澤兩氏の内爲替仕組、此便にて手形御地え相達し可申候。且又外に三千兩程、是は榎本氏骨折にて、此便にて御地え相廻り可申候、右兩爲替合(併)并にて、御地にて始末御付、商社の借金お返し、路用として御歸國可有之候。飛脚船にても、又は少しも永く御滯留にて、喜望岬御廻り相成候共御見斗ひ、此事情は委細榎本氏より御通達可有之候、

内田の西洋風書齋建築の希望は再び破れ、従つて赤松に注文した西洋家具も不用となつた。それ等は和蘭にて賣却せられても、都合により日本に送越されてもよろしい。戦争により江戸灰燼となる場合には、自分身命の程覺束なれば、論に及ばずとあるのは如何にも悲愴です。

御買上品并御自用品共、榎本氏の説には、其御地にてフル(賣却)コーン致し、少シ成共非常用意金に致し、御持參の方可然、若シカト(喜望岬)お御回りにて、其荷物の船え御乗組に候はゞ、隨分御持歸り可然哉話シ有之候。小子願置候メウベル類も、右の次第故、中々混雜に相成候間、若シ未だ荷作り前にて相当のフルリース(損失)にてコスト(價)に相成候はゞ、別て都合宜しく、若シ所謂二束三文にて、元代の三分一にもト申ス次第に候はゞ、中にて形小き品お残シ、御差立被下、大形の品品格別運賃の候品捨賣に致し候方ト存候

何れにても宜しく候間、可然御取斗ひ奉希候。前文申上候通り、世勢如此相成、何れにも西洋室お取建候様の氣力は無之、貳三ヶ月の内には如何成行候も相知れ不申、たとへ戦争は無之候共、衰微の次第相成、やふく生活位の事と存候間、西洋風の書齋など意外の事に御座候。乍去餘り捨賣に候はゞ日本え着の上、此地にてフルコープ致し候方可然と存候。若シ其前に戦争に相成、江戸中灰燼共相成候はゞ、身命も先は覺束なき事當然故、兩條は何れにても論なし。

かく内田は生死の程覺束なしといひながら、尙一縷の望を囑し「御歸府の上拜眉の程奉待候」といつてゐる。林・伊東・赤松等が歸朝した時、榎本と澤とは既に開陽丸に乗じて北海に走つたが、内田は江戸に居て三人に面會したと思ふ。フリッシンゲン港の分袂後二年餘にして、互に手を取り顔を見合はした刹那、先づ流るゝものは涙であつたらう。その後榎本・澤・赤松がいづれも明治の海軍に盡くす所があつたに反し、内田は獨り文教の方向に向ひ、輿地誌略三篇九冊を著し、在蘭中自身は勿論友人に依頼して蒐集した幾多の寫眞は、同書の挿畫として錦上に花を飾つた。輿地誌略が外國地誌の白眉として久しく尊敬を拂はれたことは、自分より稍年長の人々の必ずや記憶に存するであらう。

(昭和九、九月初稿、同一〇、三月再稿)